

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和3年3月

三重県

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（令和3年三重県条例第2号）の趣旨に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして、パートナーシップにある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーシップの関係にある二者が、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) パートナーシップの関係にあること。
- (2) 双方がともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がおらず、かつ、相手方以外の者とパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族。民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、県職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出して行うものとする。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び県職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第5条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「宣誓書受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第3号において県内への転入を予定している場合には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓書受領証を交付するものとする。

(パートナーシップ公正証書等受領証の申請及び交付)

第6条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、別表の項目を記載した公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面（以下「公正証書等」という。）を添付のうえ、パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（様式第4号）に必要事項を記入の上、知事に対し、パートナーシップ公正証書等受領証（様式第5号。以下「公正証書等受領証」という。）の交付を申請することができる。

2 知事は、前項の申請があった場合に、内容を確認し、宣誓者の双方に公正証書等受領証を交付する。ただし、第3条第3号において県内への転入を予定している場合には、第4条の提出があったとき、交付するものとする。

3 前2項の規定は、前項の規定により公正証書等受領証の交付を受けた宣誓者が、当該交付を受けた公正証書等受領証に係る書面の内容の変更に伴い、変更後の書面について公正証書等受領証の交付を受けようとする場合に準用する。

4 前項の規定により準用する第2項の規定による公正証書等受領証の交付の申請をした宣誓者は、当該公正証書等受領証の交付を受ける際に、既に双方に交付した公正証書等受領証を知事に返還しなければならない。

(通称名の使用)

第7条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書、宣誓書受領証及び公正証書等受領証に表示する氏名について、性別違和など知事が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書、宣誓書受領証及び公正証書等受領証の裏面部分はこの限りでない。

- 2 前項の規定による使用にあたっては、宣誓の際に、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料を提出するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第8条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。毀損又は汚損により再交付を受けるときは、既に交付した当該宣誓書受領証又は当該公正証書等受領証を添付しなければならない。紛失により再交付を受けるときは、宣誓書の写し、相手方の宣誓書受領証の写し若しくは公正証書等受領証の写し、又は第4条第1項に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

- 2 前項の規定による再交付申請書の提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、宣誓書受領証又は公正証書等受領証を再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により紛失のために再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証又は公正証書等受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を知事に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第9条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者が、住所、氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合(次条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証又は公正証書等受領証を交付するものとする。この場合において、変更前の宣誓書受領証又は公正証書等受領証は回収するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第10条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)に宣誓書受領証又は公正証書等受領証を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県外へ転出したとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 宣誓者は、前項の規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定に定める状態に該当すると認めるときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証が返還されたものとみなすことができる。
- 4 知事は第1項の規定により宣誓書受領証又は公正証書等受領証が返還されたとき、又は前項の規定により返還されたとみなしたときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証の交付番号を公表することができる。

(無効となる宣誓)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第2号に該当する場合は、当該各号の規定に反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。
- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 第3条の各号の規定により、宣誓することができない事由が発生したとき。

(事前調整)

- 第12条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(宣誓書の保存)

- 第13条 知事は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

- 第14条 県職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(県施策の推進にあたっての配慮等)

- 第15条 県は、施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町、事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。
- 2 県は、パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

(他の自治体との連携)

- 第16条 県は、制度の利便性向上に向けて、協定を締結するなど、他の自治体と連携することができる。
- 2 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(以下「規約」という。)第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、転入地への住所の異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受け

ることができる。

3 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証

(2) 法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

4 前項の規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

5 第3項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県環境生活部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

公正証書等の記載項目	必須項目
① 相互の関係の確認及び誓約	※
② 婚姻等の禁止	※
③ 同居、協力及び扶助の義務	※
④ 共同生活費用の分担	
⑤ 日常家事債務に関する責任	※
⑥ 療養看護に関する委任等	※
⑦ 当事者間における財産の帰属	※
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※
⑨ 養子縁組	
⑩ 子の教育監護	
⑪ 死後事務の委任等	※
⑫ 死亡による契約の終了	※
⑬ 合意による契約解除	※
⑭ 合意によらない契約解除	※
⑮ 解除の効力	
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰ 契約解消時の財産分与	※
⑱ 解釈の指針及び協議事項	
⑲ その他必要な事項	

※必須項目の記載内容については、別に示す標準様式に則ること。

様式

パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）

転入予定者受付票（様式第3号）

パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（様式第4号）

パートナーシップ公正証書等受領証（様式第5号）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）

パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第7号）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）

パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）